

一般財団法人 弘前市みどりの協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人弘前市みどりの協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県弘前市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、緑化の推進事業と緑地及び樹木等の保全事業等を行い、持続可能な地域の生態系と、みどりの利活用による災害に強い安全で潤いのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化及び植物に関する相談事業
- (2) 講習会や展示会による緑化の推進事業及び普及啓発事業
- (3) 緑地及び樹木等(公園、庭園等を含む。)の保全事業
- (4) 歴史、文化、自然的遺産などに関わる希少植物や樹木等の保全継承事業及び公開展示事業並びにそれらに関する調査研究事業
- (5) 森林、公園及び緑農地等(樹木、緑地等を有するスポーツ施設や建築物等を含む。)の維持管理事業並びに利用増進事業とその普及事業及び体験学習事業
- (6) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者(弘前市)は、金500万円をこの法人のために拠出した。

(財産の種類)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするとき又はその全部若しくは一部を担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理運用)

第9条 この法人の財産の管理運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 この法人は、第1項の書類のほか、監査報告を5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款も備え置くものとする。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規則に

よるものとする。

第3章 評議員

(定数等)

第14条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長、1名を評議員会副会長とする。
- 3 評議員会会長は、評議員会で選任する。
- 4 評議員会副会長は、評議員会会長が指名し、評議員会会長不在の時はその職務を行う。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に従い評議員会において行う。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。
- 3 評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号及び第11号に準じたものとする。

(任期及び権限)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 評議員は評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員に対する報酬等)

第17条 評議員には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額は、毎年総額36万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規則による。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事及び評議員の選任及び解任
 - (2) 理事、監事及び評議員の報酬及び費用等の支給に関する基準
 - (3) 理事、監事の報酬及び費用等の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の決算の承認
 - (6) 長期借入金の借り入れ並びに重要な財産の処分、除外及び譲り受け
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 合併の承認
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第20条第4項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催できる。

(招集及び通知)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員会開催日の遅くとも5日前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理すると共に進行に当たる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事、監事及び評議員の報酬及び費用等の支給に関する基準

- (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから議長が指名した議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 役員

(種類・定数及び構成)

第27条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第10号に準じたものとする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、法令の定めるところにより評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 役員は、第27条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 この法人の職務に従事した役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、役員及び評議員の報酬及び費用に関する規則に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限及び運営)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 代表理事の選任及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督

2 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 議長は、理事会の議事を整理すると共に進行に当たる。
- 3 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会において議長を選出する。

(決議及び決議の省略)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事並びに議長が指名した理事は、これに記名押印しなければならない。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 41 条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は事務局長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、弘前市に贈与するものとする。

第10章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 10 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、石 澤 肇 とする。
- 4 この法人の新たに就任する役員は以下のとおりとする

評議員

小笠原 靖 介
蛭 名 正 樹
葛 西 剛 也
高 木 誠
田 村 えり子
乗 田 和 子
原 田 幸 雄
村 田 孝 嗣 以上 8 名

監事

木 村 昌 司
白 戸 久 夫 以上 2 名

一般財団法人弘前市みどりの協会 評議員

(平成23年5月31日)

役 職 名	氏 名
評 議 員 (評議員会会長)	(おがさわら やすゆき) 小笠原 靖 介
評 議 員 (評議員会副会長)	(はらだ ゆきお) 原 田 幸 雄
評 議 員	(えびな まさき) 蛭 名 正 樹
評 議 員	(かさい ごうや) 葛 西 剛 也
評 議 員	(たかぎ まこと) 高 木 誠
評 議 員	(たむら えりこ) 田 村 えり子
評 議 員	(のりた かずこ) 乗 田 和 子
評 議 員	(むらた たかつぐ) 村 田 孝 嗣

一般財団法人弘前市みどりの協会 理事及び監事
(平成23年7月1日)

役 職 名	氏 名
代表理事	(いしざわ はじめ) 石 澤 肇
理 事 (事務局長・代表理事職務代 理者第2位)	(すとう まさみつ) 須藤 正光
理 事 (代表理事職務代理者第3位)	(かわむら まさたか) 川村 政孝
理 事	(きむら かおる) 木村 薫
理 事	(さいとう ひろし) 齊藤 浩
理 事	(たかはし しょういち) 高橋 照市
理 事	(のりた まさこ) 乗田 聖子
監 事	(きむら しょうじ) 木村 昌司
監 事	(おがた ようこ) 尾形 洋子

平成 22 年 度

財 団 法 人 弘 前 市 公 園 緑 地 協 会

事 業 報 告 及 び 決 算

一般財団法人弘前市みどりの協会

目 次

平成22年度財団法人弘前市公園緑地協会事業報告書	1 頁
貸借対照表	19頁
正味財産増減計算書	23頁
財務諸表に対する注記	26頁
財産目録	28頁

平成22年度財団法人弘前市公園緑地協会

事業報告書

1 事業の総括

財団法人弘前市公園緑地協会は弘前市における都市緑化の推進のため、公の施設の指定管理事業（以下「指定管理事業」という。）、公の施設以外の受託事業（以下「受託事業」という。）及びその他の事業を行っている。

指定管理事業は、弘前市から公の施設の管理運営について指定管理者に指定され、公園施設、野外活動施設の管理運営及び入園料の収納業務を行った。また、普及啓発事業は弘前市の緑化推進に協力し、「緑の相談所」が事業主体となって、園芸相談、緑化に関する講習会や展示会を開催し、市民への緑化意識・知識の普及啓発を図った。

受託事業は、弘前市から公の施設以外の施設の管理運営について委託され、受託管理業務を行った。

2 事業の概要

(1) 指定管理事業

① 緑の相談所

都市緑化の普及及び啓発のため、緑の相談所に相談員2人のほか登録相談員を配置し、来訪・電話による相談を受け付けた。総来館者数は45,197人でほぼ前年並みとなったが、相談者数は2,420人で8.6%の増となった。また、樹木医による庭木管理の訪問相談については37件で21年度に比べて6件の増となった。

講習会は56回開催し、受講者は628人、展示会は36回開催し、年間を通じて植物の展示に努めた。

このほか「津軽の食と産業まつり」で3日間、「弘前城植物園無料開放日及びその前日」で2日間、「カルチャロード」で1日、「弘前城菊と紅葉まつり」期間中で4日間、それぞれ移動緑の相談所を開設した。

なお、21年度から設けた「緑の相談所登録相談員」は7名が登録している。

② 弘前城植物園

弘前城植物園は、平成22年4月10日から平成22年11月23日まで開園し、入園者数は83,280人で、21年度に比べて25.1%の増となった。このうち、有料入園者数は39,043人で全体の46.9%を占め、また、植物園が主会場である「弘前城菊と紅葉

まつり」期間中の入園者数は 42,153 人で全体の 50.6%を占めた。

園内には、白神山地コーナーをはじめ 23 ゾーンがあり、124,000 本の樹木、草木の適期作業に留意しながら季節ごとの景観保持に努め、5 月の最終日曜日は無料開放日として開放した。

植物園の利用促進を図るため、弘前城、藤田記念庭園、弥生いこいの広場と共に、弘前市内と周辺市町村のホテル・旅館、道の駅、公共機関へリーフレットを配布した。また、弘前市内の児童・生徒による「写生大会」を実施し、332 点の応募があった。

通常開園期間以降の平成 22 年 11 月 24 日から平成 22 年 11 月 30 日までの期間、観光客等へのサービス向上を図るため、弘前市と協議の上、無料開園した。入園者数は 125 人であった。

③ 弘前城

弘前城有料区域（本丸・北の郭）は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 11 月 23 日まで開園し、入園者数は 367,793 人で 21 年度に比べて 11.4%の増となった。このうち、有料入園者数は 357,195 人で全体の 97.1%を占め、また、「弘前さくらまつり」期間中の入園者数は 244,595 人で全体の 66.5%を占めた。

弘前城有料区域の利用促進を図るため、植物園、藤田記念庭園、弥生いこいの広場と同様、ホテル等へリーフレットを配布した。また、弘前城の天守は史料館として、武徳殿は休憩所として入園者に開放し、5 月の最終日曜日は無料開放日として開放した。

通常開園期間以降の平成 22 年 11 月 24 日から平成 22 年 11 月 30 日までの期間、観光客等へのサービス向上を図るため、弘前市と協議の上、有料区域の入園料を無料とし、弘前城史料館を開館した。入館者数は 549 人であった。

④ 藤田記念庭園

藤田記念庭園は、平成 22 年 4 月 10 日から平成 22 年 11 月 23 日まで開園し、入園者数は 30,626 人で 21 年度に比べて 14.4%の増となった。このうち、有料入園者数は 20,324 人で全体の 66.4%を占めた。

庭園管理は施設の良好な維持に努めるとともに、高台部の借景式庭園と低地部の池泉廻遊式庭園についても、適期作業に留意しつつ、植栽等の良好な生育を図った。

藤田記念庭園の利用促進を図るため、植物園、弘前城、弥生いこいの広場と同様にホテル等へリーフレットを配布し、また、洋館でミニコンサートを 16 回開催した。

通常開園期間以降の平成 22 年 11 月 24 日から平成 23 年 3 月 31 日までの期間、観光客等へのサービス向上を図るため、弘前市と協議の上、入園無料として高台部の洋館と借景式庭園を開園した。入館者数は 2,412 人であった。

⑤ 都市公園等

都市公園等は、弘前市内に街区公園、幼児公園等 310ヶ所があり、それぞれの維持管理をした。

この管理のため、1班4人で4班を編成し、弘前市内の都市公園等を定期的に巡回し、園内清掃をはじめ、遊具・砂場の保守点検、除草、樹木剪定、薬剤散布、樹木及び施設等の除排雪を行い、利用者にとって安全で快適な公園環境の維持管理に努めた。

⑥ 高長根レクリエーションの森

高長根レクリエーションの森は、キャンプ場、スキー場及びビジターセンターを有し、1年を通して開場し、入場者数は 6,642 人で、21 年度に比べて 9.8%の減となった。このうち、有料入場者数は 692 人で全体の 10.4%を占めた。

特に、スキー場の利用促進を図るため、「ファミリースキー教室」を開催し、42 人の受講生があった。

⑦ 弥生いこいの広場

弥生いこいの広場は、動物広場、ピクニック広場及びオートキャンプ場を有し、平成 22 年 4 月 16 日から平成 22 年 11 月 14 日まで開場し、入場者数は 62,299 人で 21 年度に比べ 8.8 %の減となった。このうち、有料入場者数は 28,557 人で全体の 45.8%を占めた。

弥生いこいの広場の利用促進を図るため、植物園、弘前城、藤田記念庭園と同様、ホテル等へリーフレットを配布した。特に、動物広場については、弘前市内と周辺市町村の保育所（園）、幼稚園及び小・中学校へダイレクトメールを発送した。また、行事として「おでかけ動物園」、「動物のエサ栽培体験」、「獣舎バックヤードツアー」、「キャンプ大会」、馬車と乗馬による「ポニー乗馬と動物とのふれあい」などを実施した。

(2) 受託事業

① こどもの森

こどもの森は、久渡寺山を中心とした子どもたちの自然観察の場として、平成元年に環境庁の「ふるさといきものの里」の認定を受けている。

ビジターセンターの利用者数は 13,348 人で 21 年度に比べ 24.0 %の減となった。

こどもの森の利用促進を図るため、夏は「自然教室」を開催し、冬は「雪」を活用した行事を開催し、1年を通して開放した。

また、植物や小動物の常設展示のほか、企画展示として季節ごとの動植物等の展示

を 23 回開催した。

② 児童遊園等

弘前市内の児童遊園等 10 ヶ所を、それぞれ定期的に巡回等し、都市公園等と同様、利用者にとって安全で快適な公園環境の維持管理に努めた。

(3) その他の事業

① 平川、腰巻川及び加藤川維持管理業務等

平川、腰巻川等の維持管理業務等の各業務委託についても、利用者にとって安全で快適な公園環境の維持管理に努めた。

② 喫茶営業及び物品販売

入園者への便益を図るため、弘前城北の郭武徳殿内での喫茶営業及び、弘前城植物園、弘前城、藤田記念庭園、弥生いこいの広場の各施設内において、物品販売を行った。

③ 緊急雇用創出事業の受託

こどもの森環境整備業務

老朽化した遊歩道の木段の修理、遊歩道周辺の雑木の刈り払い等、こどもの森全体の環境整備を行った。

古木名木等実態調査業務

弘前公園を除く弘前市内の古木・名木等の調査を行い、弘前市が現在進めている景観計画において定める、景観重要樹木指定方針についての基礎資料とするための台帳を作成した。

(4) 各施設におけるアンケート調査について

弘前城植物園、弘前城、藤田記念庭園、弥生いこいの広場に関して行ったアンケートでは、概ね施設や対応内容に関して良かったとする回答が多かったが、反面、施設、展示物への表示や内容、案内看板等に関する要望等があった。

今後も引き続き的確な顧客満足度を捉えるべく、設問内容等を見直しながら実施する。

各施設の利用状況

参考

(1) 指定管理事業

① 緑の相談所利用状況

平成22年 4月 1日から
平成23年 3月31日まで

区分 月	開館日数	来館者数	相談者数	訪問相談	講習会		展示会	園芸団体
					開催回数	受講者数	開催回数	使用回数
	(日)	(人)	(人)	(件)	(回)	(人)	(回)	(回)
4	30	10,646	280		7	49	3	5
5	31	19,605	315		5	77	5	10
6	30	1,750	267	16	6	59	4	7
7	31	1,407	189	12	4	84	4	5
8	31	1,326	149	5	3	29	2	1
9	30	1,131	238	1	2	34	2	3
10	31	2,646	389	3	4	74	4	5
11	28	2,292	166		8	104	3	3
12	24	689	90		7	40	1	1
1	24	837	80		1	10	2	0
2	24	1,668	113		4	38	3	3
3	27	1,200	144		5	30	3	3
計	341	45,197	2,420	37	56	628	36	46
21年度	340	45,279	2,228	31	48	689	36	48
20年度	319	35,772	2,144	37	45	643	42	43
19年度	319	39,870	2,152	40	29	395	35	40

①-2 平成22年度 弘前市緑の相談所登録相談員

No.	よみがな 氏 名	希望分野等
1	たかや しんざぶろう 高谷 泰三郎	県内の野生植物 シダ類
2	みかみ たつきち 三上 龍吉	果樹
3	おの せいじ 小野 清治	野菜、果樹、農業経営
4	まつはし ふみお 松橋 文雄	樹木保全全般、きのこ
5	はらだ ゆきお 原田 幸雄	植物分類 植物病理学、きのこ
6	かさい きくお 葛西 菊生	山野草
7	はしば まきこ 橋場 真紀子	樹木医

② 弘前城植物園利用状況

平成22年 4月10日から
平成22年11月23日まで

区分 月	開園日数	有 料 入 園 者				無 料 入園者	計
		大 人	小 人	共通券	小 計		
	(日)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
4	20	2,389	18	1,120	3,527	1,452	4,979
5	31	4,973	157	2,681	7,811	8,304	16,115
6	30	2,797	189	345	3,331	5,001	8,332
7	31	865	101	156	1,122	1,618	2,740
8	31	609	94	167	870	842	1,712
9	30	628	88	244	960	1,324	2,284
10	31	10,783	605	1,208	12,596	15,847	28,443
11	23	7,637	343	846	8,826	9,849	18,675
計	227	30,681	1,595	6,767	39,043	44,237	83,280
21年度	204	32,615	1,536	5,746	39,897	26,655	66,552
20年度	203	29,359	1,555	5,386	36,300	30,996	67,296
19年度	208	32,935	1,656	5,544	40,135	30,263	70,398

※注 1 共通券利用者は、弘前城からの入園者数を示す。

2 弘前城菊と紅葉まつり入園者数 42,153人(21年度 38,352人)

3 11月無料入園者数には、期間延長(11月24日～30日)入園者数125名を含む。

③ 弘前城利用状況

平成22年 4月 1日から
平成22年11月23日まで

区分 月	開園 日数	有料入園者					無料 入園者	計
		大人	小人	共通券	外部販売	小計		
	(日)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
4	30	89,482	1,367	1,028	3,050	94,927	843	95,770
5	31	167,922	14,864	1,827	1,087	185,700	2,750	188,450
6	30	7,931	1,836	452	0	10,219	1,241	11,460
7	31	8,554	979	267	0	9,800	455	10,255
8	31	19,281	2,306	266	0	21,853	1,078	22,931
9	30	10,346	792	229	0	11,367	859	12,226
10	31	12,898	460	1,799	0	15,157	1,991	17,148
11	23	6,917	250	1,005	0	8,172	1,381	9,553
計	237	323,331	22,854	6,873	4,137	357,195	10,598	367,793
21年度	237	293,907	17,761	6,226	2,717	320,611	9,672	330,283
20年度	237	255,149	16,095	5,857	2,349	279,450	10,259	289,709
19年度	237	263,087	19,323	6,633	1,027	290,070	12,177	302,247

※注 1 共通券利用者は、弘前城植物園からの入園者数を示す。

2 外部販売入園者は、さくらまつり期間に園外の委託販売先から購入した入園者を示す。

3 さくらまつり入園者数 244,595人(21年度 192,718人)

④ 藤田記念庭園利用状況

平成22年 4月10日から
平成22年11月23日まで

区分 月	開園 日数	有料入園者			無料 入園者	計	洋館 使用件数	茶屋 使用件数
		大人	小人	小計				
	(日)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(件)	(件)
4	21	1,798	3	1,801	428	2,229	15	13
5	31	5,179	160	5,339	1,025	6,364	16	10
6	30	2,759	111	2,870	5,265	8,135	3	8
7	31	2,469	141	2,610	899	3,509	12	4
8	31	2,252	92	2,344	709	3,053	6	5
9	30	1,700	140	1,840	664	2,504	18	11
10	31	2,064	42	2,106	786	2,892	18	8
11	23	1,391	23	1,414	526	1,940	4	3
計	228	19,612	712	20,324	10,302	30,626	92	62
21年度	207	18,333	665	18,998	7,762	26,760	61	60
20年度	206	17,299	616	17,915	10,175	28,090	54	40
19年度	213	17,671	673	18,344	10,847	29,191	50	42

④-2 (冬季)藤田記念庭園利用状況

平成22年11月24日から
平成23年 3月31日まで

区分 月	開園 日数 (日)	有料施設利用数						無料施設利用数	
		第1会議室		第2会議室		合計		洋館	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	入館者数 (人)	うち喫茶 利用者数 (人)
11	7	0	0	0	0	0	0	131	82
12	13	0	0	0	0	0	0	304	178
1	22	2	6,400	2	4,800	4	11,200	589	376
2	10	0	0	3	5,700	3	5,700	849	606
3	9	5	14,800	3	7,200	8	22,000	539	294
計	61	7	21,200	8	17,700	15	38,900	2,412	1,536
21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※注 1 開園日は、土、日、祝日、JR「大人の休日倶楽部」キャンペーン期間及び、弘前雪燈籠まつり期間。

2 喫茶は、(社)弘前観光コンベンション協会が運営。

⑥ 高長根レクリエーションの森利用状況

平成22年 4月 1日から
平成23年 3月31日まで

区分 月	開場 日数	スキー場ロープトウ			キャンプ場	ビシターセンター	計
		有料	無料	小計	有料施設	無料施設	
	(日)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
4	27				0	90	90
5	28				17	405	422
6	26				18	366	384
7	28				58	80	138
8	29				45	40	85
9	26				9	47	56
10	31				29	114	143
11	30				0	8	8
12	31	21	99	120		132	252
1	28	266	1,309	1,575		1,129	2,704
2	24	210	1,041	1,251		881	2,132
3	12	19	117	136		92	228
計	320	516	2,566	3,082	176	3,384	6,642
21年度	307	382	3,057	3,439	489	3,433	7,361
20年度	304	400	2,455	2,855	274	3,031	6,160
19年度	307	402	2,387	2,789	195	3,262	6,246

⑦ 弥生いこいの広場利用状況

平成22年 4月16日から
平成22年11月14日まで

区分 月	開場 日数	動物広場					オートキャンプ場			ピクニック広場	計
		有料入場者				無料 (人)	有料施設			無料施設 入場者 (人)	
		大人 (人)	中人 (人)	小人 (人)	小計 (人)		入場者 (人)	日帰り (件)	宿泊 (件)		
4	15	396	6	85	487	502	6	0	3	409	1,404
5	31	5,798	194	1,570	7,562	5,115	163	5	46	3,301	16,141
6	30	2,532	17	1,773	4,322	5,968	150	10	19	1,895	12,335
7	31	2,347	51	1,036	3,434	2,014	335	8	57	1,424	7,207
8	31	2,989	83	991	4,063	2,656	525	4	122	2,026	9,270
9	30	2,222	65	1,652	3,939	2,521	153	7	30	1,394	8,007
10	31	2,146	32	912	3,090	2,648	57	5	8	1,458	7,253
11	14	198	8	65	271	221	0	0	0	190	682
計	213	18,628	456	8,084	27,168	21,645	1,389	39	285	12,097	62,299
21年度	206	19,397	764	9,635	29,796	23,125	1,768	55	337	13,588	68,277
20年度	206	18,761	552	9,621	28,934	21,773	1,974	70	305	11,016	63,697
19年度	213	17,601	678	9,346	27,625	23,330	2,024	75	306	11,219	64,198

※注1 ポニー乗馬・馬車・ボート利用者数 16,140人(21年度 18,253人)

(2) 受託事業

① こどもの森利用状況

平成22年 4月 1日から
平成23年 3月31日まで

区分 月	開館日数	利用者数	行事・自然教室		企画展示 開催回数
			開催回数	参加者	
	(日)	(人)	(回)	(人)	
4	26	1,146	2	40	2
5	27	2,391	2	33	2
6	25	1,510	3	95	3
7	28	1,818	7	324	3
8	29	2,209	3	70	3
9	26	1,351	3	87	2
10	27	1,478	3	29	2
11	22	704	2	42	2
12	12	133	2	26	1
1	15	233	3	64	1
2	9	242	3	63	1
3	13	133	1	0	1
計	259.0	13,348	34	873	23
21年度	263.5	17,557	34	890	22
20年度	258.5	18,055	34	966	16
19年度	257.5	18,015	36	858	13

※注1 冬季開館は、土、日、祝日を主体に平成12年度から実施。

② 児童遊園等管理状況

区分	種別	22年度		21年度	
		公園数	管理面積	公園数	管理面積
児童遊園等	児童遊園	(ヶ所) 3	(㎡) 3,254.79	(ヶ所) 3	(㎡) 3,254.79
	農村公園	0	0	2	18,219.29
	その他公園	7	96,414.79	7	96,414.79
	計	10	99,669.58	12	117,888.87

※注 1 農村公園の2公園減は、21年度までの児童遊園植栽等委託業務から指定管理業務に移管した笹館農村公園（11,400㎡）、小友農村公園（6,819,29㎡）を示す。

- 2 管理内容： 植物管理
- ①草刈り（年3回）
 - ②樹木剪定（年2回）
 - ③薬剤散布（随時）
- 施設整備
- ①遊具点検（月1回）
 - ②砂場消毒（年1回）
 - ③施設補修
 - ④雪囲い、雪降ろし

(3) その他の事業

① 平川、腰巻川及び加藤川維持管理業務等

種別	22年度		21年度	
	公園数	管理面積	公園数	管理面積
平川、腰巻川及び加藤川 維持管理業務	(ヶ所) 3	(㎡) -	(ヶ所) 3	(㎡) -
城北大橋緑地管理業務	1	-	1	-
市営住宅樹木管理業務	29	-	29	-
市立病院植物管理業務	1	-	1	-
街路樹維持管理業務 (6工区)	1	-	0	-
計	35	-	34	-

※注1 管理内容：

平川、腰巻川及び加藤川維持管理業務 草刈り (年2回、1部年1回)

城北大橋緑地管理業務 草刈り (年3回)、薬剤散布 (年2回)、施肥 (年1回)
刈り込み (年1回)

市営住宅樹木管理業務 薬剤散布 (年3回) 剪定・刈り込み (随時)、施肥 (1回)

市立病院植物管理業務 剪定・刈り込み (随時)、薬剤散布 (随時)
雪囲い取り付け・外し (各1回)

街路樹維持管理業務 (6工区)

弘前駅周辺 草刈・薬剤散布 (年3回)、剪定 (年2回)、薬剤散布 (随時)
雪囲い取り付け・外し (各1回)

岩木川右岸環状線外 草刈・薬剤散布・剪定 (年2回)

施設整備

- ①遊具点検 (月1回)
- ②砂場消毒 (年1回)
- ③施設補修
- ④雪囲い、雪降ろし

平成22年度 新規事業一覧

開催施設	事業名	参加料	期間	開催日数	参加人数	内容
弘前城植物園	樹木医が案内する観察会	無料	5/30 ※無料開放日	1	65	緑化の普及啓発活動の一環として開催する。 植物園に植栽している樹木等についてガイドし、植物により興味をもつ機会とする。
藤田記念庭園	民謡コンサート	無料	6/28 ※無料開放日	1	75	行事の充実を図り、施設のPRにより集客を図る。
弥生いこいの広場	ヒナの飼育状況ガイド	無料	5/15、6/20、7/11	3	33	動物愛護の普及活動の一環として開催する。 春に生まれたアイガモやアヒルのヒナの生育状況を実際に観察し、飼育員がガイドをする。
	ラマの餌やり体験	無料	5/15、9/19、20、23、25、26	6	198	動物愛護の普及活動の一環として開催する。 餌をあげることでより近くで観察し、動物の行動や生態を飼育員がガイドをする。
	ヤギの爪切り見学	無料	5/16、6/6、8/22、9/19	4	66	通常の業務をイベント化し、通常見られない飼育の裏側を紹介する。
	獣舎バックヤードツアー	無料	5/16、6/6、7/11、9/19、20、23、25、26	8	213	通常見ることができない飼育の裏側を紹介する。
	動物折り紙コーナー	無料	5/16、8/22	2	26	動物の折り方を紹介し、オリジナルの折り紙動物園を作る。

3 理事会議決事項

議案番号	議案名	議決
議案第6号	平成21年度財団法人弘前市公園緑地協会事業報告及び決算の承認について	22.5.24提出し、同日原案承認
議案第7号	財団法人弘前市公園緑地協会における最初の評議員の選任方法について	22.7.6提出し、同日原案可決
議案第8号	財団法人弘前市公園緑地協会における最初の評議員選定委員会設置・運営規則について	22.7.6提出し、同日原案可決
議案第9号	財団法人弘前市公園緑地協会における最初の評議員選定委員会委員の選任について	22.7.6提出し、同日原案可決
議案第10号	財団法人弘前市公園緑地協会における一般財団法人への移行認可申請について	22.11.9提出し、同日原案可決
議案第11号	平成22年度財団法人弘前市公園緑地協会収支補正予算(第1号)	22.11.9提出し、同日原案可決
議案第12号	財団法人弘前市公園緑地協会職員の給与及び旅費規程の一部を改訂する規程案	22.11.9提出し、同日原案可決
議案第1号	平成23年度財団法人弘前市公園緑地協会事業計画及び収支予算	23.2.16提出し、同日原案可決

4 行政官庁許可事項等

許可等年月日	官庁名	件名
22. 4. 1	弘前市	「任命」 理事 蒔苗 貴嗣 理事 蛭名 正樹 理事 佐々木 富英 監事 木村昌司 監事 白戸久夫
22. 4.13	青森地方法務局弘前支局	財団法人弘前市公園緑地協会変更登記 「就任」 理事 蒔苗 貴嗣 理事 蛭名 正樹 理事 佐々木 富英
22. 4.15	弘前市	「辞任」 理事 高橋 文雄
22. 4.16	弘前市	「任命」 理事 山田 仁
22. 4.30	青森地方法務局弘前支局	財団法人弘前市公園緑地協会変更登記 「就任」 理事 山田 仁
22. 5.18	弘前市	「任命」 理事 小笠原 靖介
22. 5.26	青森地方法務局弘前支局	財団法人弘前市公園緑地協会変更登記 「就任」 理事 小笠原 靖介
22. 6. 4	青森地方法務局弘前支局	財団法人弘前市公園緑地協会変更登記 「理事の住所更正」 理事 小笠原 靖介
22. 6.30	弘前市	「辞任」 理事 山田 仁
22. 7. 1	弘前市	「任命」 理事 山形 恵昭
22. 7. 8	青森地方法務局弘前支局	財団法人弘前市公園緑地協会変更登記 「就任」 理事 山形 恵昭

平成22年度

財団法人弘前市公園緑地協会財務諸表

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	30,118,165	0	30,118,165
現 金	280,000	0	280,000
普通預金(青森銀行)	10,076,060	0	10,076,060
普通預金(みちのく銀行)	9,759,863	0	9,759,863
定期預金(青森銀行)	10,002,242	0	10,002,242
未収金	4,172,483	0	4,172,483
棚卸資産	489,872	0	489,872
会計間勘定	41,286,571	0	41,286,571
流 動 資 産 合 計	76,067,091	0	76,067,091
2 固定資産			
基本財産			
基本財産積立預金(東奥信用金庫)	15,000,000	0	15,000,000
基 本 財 産 合 計	15,000,000	0	15,000,000
特定資産			
事業基金積立資産(青森銀行)	586,039	0	586,039
特 定 資 産 合 計	586,039	0	586,039
固 定 資 産 合 計	15,586,039	0	15,586,039
資 産 合 計	91,653,130	0	91,653,130
負債の部			
1 流動負債			
未払金	25,317,382	0	25,317,382
未払法人税等	918,200	0	918,200
預り金	1,205,517	0	1,205,517
社会保険料	32,214	0	32,214
所得税	97,700	0	97,700
県市民税	191,600	0	191,600
雇用保険料	884,003	0	884,003
会計間勘定	41,286,571	0	41,286,571
流 動 負 債 合 計	68,727,670	0	68,727,670
負 債 合 計	68,727,670	0	68,727,670

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
正味財産の部			
指定正味財産			
寄附金	5,000,000	0	5,000,000
指 定 正 味 財 産 合 計	5,000,000	0	5,000,000
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	0	5,000,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
一般正味財産	17,925,460	0	17,925,460
(うち基本財産への充当額)	10,000,000	0	10,000,000
(うち特定資産への充当額)	586,039	0	586,039
正 味 財 産 合 計	22,925,460	0	22,925,460
負債及び正味財産合計	91,653,130	0	91,653,130

貸借対照表内訳表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合 計
資産の部				
1 流動資産				
現金預金	0	9,759,863	20,358,302	30,118,165
現金	0	0	280,000	280,000
普通預金(青森銀行)	0	0	10,076,060	10,076,060
普通預金(みちのく銀行)	0	9,759,863	0	9,759,863
普通預金(青森銀行)	0	0	0	0
定期預金(青森銀行)	0	0	10,002,242	10,002,242
未収金	0	4,172,483	0	4,172,483
棚卸資産	0	489,872	0	489,872
会計間勘定	0	41,286,571	0	41,286,571
流 動 資 産 合 計	0	55,708,789	20,358,302	76,067,091
2 固定資産				
基本財産				
基本財産積立預金(東奥信用金庫)	0	0	15,000,000	15,000,000
基 本 財 産 合 計	0	0	15,000,000	15,000,000
特定資産				
事業基金積立資産(青森銀行)	0	0	586,039	586,039
特 定 資 産 合 計	0	0	586,039	586,039
固 定 資 産 合 計	0	0	15,586,039	15,586,039
資 産 合 計	0	55,708,789	35,944,341	91,653,130
負債の部				
1 流動負債				
未払金	7,081,868	15,302,553	2,932,961	25,317,382
未払法人税等	0	918,200	0	918,200
預り金	0	33,259	1,172,258	1,205,517
社会保険料	0	32,214	0	32,214
所得税	0	0	97,700	97,700
県市民税	0	0	191,600	191,600
雇用保険料	0	1,045	882,958	884,003
会計間勘定	1,937,275	0	39,349,296	41,286,571
流 動 負 債 合 計	9,019,143	16,254,012	43,454,515	68,727,670
負 債 合 計	9,019,143	16,254,012	43,454,515	68,727,670

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合 計
正味財産の部				
指定正味財産				
寄附金	0	0	5,000,000	5,000,000
指 定 正 味 財 産 合 計	0	0	5,000,000	5,000,000
(うち基本財産への充当額)	0	0	5,000,000	5,000,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	0	0
一般正味財産	△ 9,019,143	39,454,777	△ 12,510,174	17,925,460
(うち基本財産への充当額)	0	0	10,000,000	10,000,000
(うち特定資産への充当額)	0	0	586,039	586,039
正 味 財 産 合 計	△ 9,019,143	39,454,777	△ 7,510,174	22,925,460
負債及び正味財産合計	0	55,708,789	35,944,341	91,653,130

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産収益	15,000	0	15,000
基本財産運用収益	15,000	0	15,000
特定資産運用益	399	0	399
特定資産受取利息	399	0	399
指定管理料収益	295,236,000	0	295,236,000
高長根レクリエーションの森指定管理料収益	14,380,000	0	14,380,000
弘前城指定管理料収益	28,170,000	0	28,170,000
藤田記念庭園指定管理料収益	38,802,000	0	38,802,000
緑の相談所指定管理料収益	31,296,000	0	31,296,000
都市公園等指定管理料収益	74,132,000	0	74,132,000
弥生いこいの広場指定管理料収益	67,056,000	0	67,056,000
弘前城植物園指定管理料収益	41,400,000	0	41,400,000
受託事業収益	24,066,000	0	24,066,000
こどもの森管理運営受託事業収益	14,937,300	0	14,937,300
古木名木実態調査事業収益	4,742,850	0	4,742,850
児童遊園等管理受託事業収益	1,386,000	0	1,386,000
こどもの森環境整備事業収益	2,999,850	0	2,999,850
事業収益	8,789,550	0	8,789,550
請負事業収益	8,789,550	0	8,789,550
営業収益	16,454,531	0	16,454,531
物品販売事業収益	16,454,531	0	16,454,531
受取寄附金	15,000	0	15,000
受取寄附金	15,000	0	15,000
諸収益	22,106	0	22,106
預金利息	22,106	0	22,106
経 常 収 益 計	344,598,586	0	344,598,586
(2) 経常費用			
指定管理料	272,589,037	0	272,589,037
高長根レクリエーションの森指定管理料	17,891,893	0	17,891,893
弘前城指定管理料	32,074,317	0	32,074,317

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
藤田記念庭園指定管理料	39,946,011	0	39,946,011
緑の相談所指定管理料	23,271,002	0	23,271,002
都市公園等指定管理料	65,660,726	0	65,660,726
弥生いこいの広場指定管理料	58,849,424	0	58,849,424
弘前城植物園指定管理料	34,895,664	0	34,895,664
受託事業	24,539,413	0	24,539,413
こどもの森管理運営受託事業	15,396,222	0	15,396,222
古木名木実態調査事業	4,747,646	0	4,747,646
児童遊園等管理受託事業	1,394,702	0	1,394,702
こどもの森環境整備事業	3,000,843	0	3,000,843
事業費	20,502,740	0	20,502,740
請負事業	6,667,100	0	6,667,100
物品販売事業	13,835,640	0	13,835,640
管理費	23,401,635	0	23,401,635
経 常 費 用 計	341,032,825	0	341,032,825
当期経常増減額	3,565,761	0	3,565,761
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,565,761	0	3,565,761
法人税等	918,200	0	918,200
当期一般正味財産増減額	2,647,561	0	2,647,561
一般正味財産期首残高	15,277,899	0	15,277,899
一般正味財産期末残高	17,925,460	0	17,925,460
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	5,000,000	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000	0	5,000,000
正味財産期末残高	22,925,460	0	22,925,460

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 消費税の会計処理

消費税等の処理は、税込み方式による。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法について

最終仕入原価法による。

(3) 固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却方法は、定額法による。

3. 会計方針の変更

該当なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産積立預金	15,000,000	0	0	15,000,000
小 計	15,000,000	0	0	15,000,000
特定資産				
事業基金積立資産	570,640	15,399	0	586,039
小 計	570,640	15,399	0	586,039
合 計	15,570,640	15,399	0	15,586,039

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する 額)
基本財産				
基本財産積立預金	15,000,000	5,000,000	10,000,000	0
小 計	15,000,000	5,000,000	10,000,000	0
特定資産				
事業基金積立資産	586,039	0	586,039	0
小 計	586,039	0	586,039	0
合 計	15,586,039	5,000,000	10,586,039	0

6. 担保にしている資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当なし
9. 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。)等の偶発債務
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
該当なし
11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当なし
12. 基金及び代替基金の増減及びその残高
該当なし
13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし
14. 関連当事者との取引の内容
該当なし
15. キャッシュフロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当なし
16. 重要な後発事象
該当なし

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

(平成22年度)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	指定管理施設	つり銭	280,000
預金	< 普通預金 >		
	青森銀行弘前市役所出張所	運転資金として	10,076,060
	みちのく銀行亀甲町支店	運転資金として	9,759,863
	< 定期預金 >		
	青森銀行弘前市役所出張所	運転資金として	10,002,242
未収金	弘前市立病院 他	委託料等	4,172,483
棚卸資産	書籍「弘前藩」 他	物販事業の在庫	489,872
会計間勘定		資金移動	41,286,571
流動資産合計			76,067,091
(固定資産)			
基本財産 基本財産積立預金	東奥信用金庫和徳支店	運用益を事業の財源として積立	15,000,000
特定資産 事業基金積立資産	青森銀行弘前市役所出張所	同 上	586,039
固定資産合計			15,586,039
資産合計			91,653,130
(流動負債)			
未払金	弘前年金事務所 他	3月分社会保険料等	25,317,382
未払法人税等	弘前税務署 他	法人税等	918,200
社会保険料	役職員	預り金	32,214
所得税	役職員	預り金	97,700
県市民税	職員	預り金	191,600
雇用保険料	職員	預り金	884,003
会計間勘定		資金移動	41,286,571
流動負債合計			68,727,670
負債合計			68,727,670
正味財産			22,925,460

平成23年度管理運営方針

平成 20 年 12 月の法施行に伴い、当法人も非営利型の一般財団法人へ移行する旨、平成 22 年 11 月 19 日付けで青森県に申請したところであり、引き続き市公園緑地課や主務官庁の県総務学事課と連携を図り、公益目的支出計画を確実に実行しながら、組織と事業の両面から更なる効率化をすすめ、円滑に新たな法人組織へ移行しようとするものである。今後は、従来からの行政補完型の組織運営から脱却し、一企業として厳しく成果を問われることを自覚しなければならず、同時に外部からは、より広範なディスクロージャーを求められていることを覚悟し、これまで以上に行政との協働関係を深化させ、社会貢献を意識した事業経営が求められている。新法人としては、平成 25 年度の移行完了を目指して事業存続のための競争力と業務遂行能力の更なる向上が求められており、加えて中長期的な経営計画の策定が緊急の課題になっている。

指定管理2年目に当たり、昨年 12 月の東北新幹線全線開通、更に今年度は、弘前城築城400 年祭を迎え、当法人が指定管理している観光施設でも市や他団体の事業等とも連携した事業展開を図ると共に、新たな観光客を積極的に迎え入れる為に、新法人としてのホームページやガイドブックなどを通して津軽弘前の魅力と活力ある情報を計画的、且つ豊富に発信し、内外からの観光客の増加に貢献しなければならない。

これらのことから、平成 23 年度の当法人の管理運営の基本的な方針として、下記の事項には特に留意し事業計画を策定するものである。

- (1) 移行申請に当たり各事業を6部門に区分し、さらに実施事業(公益目的支出)とその他事業に分割し、経理内容の透明化と財務内容の健全強化を図り、収益事業の適正、且つ確実な実施により公益目的支出計画を滞りなく実施する内容とする。
- (2) 組織全体としての業務遂行能力の向上に資するため、職員間のジョブ・ローテーションの実施によるスキルチェンジの促進に努めると共に適正な職員研修を行うことで職員個々人のモチベーションとスキルアップの向上を支援し、それぞれが自立した行動がとれるようになることで顧客満足度の更なる向上に努める。
- (3) 年間業務の事前計画立案と徹底した事前チェックにより業務内容の質的向上に努め、費用対効果をぎりぎり迄高める。
- (4) 法人の再出発に当たって(イ)顧客に対する責任、(ロ)職員に対する責任、(ハ)地域社会に対する責任(自然環境を含む)を新法人として十分果たせるような内容の事業計画を目指す。

尚、事業実施の基本方針として他団体との連携強化及び高齢者、弱者などの積極的雇用推進などは従来の方針を引き続き堅持する。

以上により各会計、各事業、個々の施設について、平成23年度の事業計画を次の通り策定する。

平成23年度財団法人弘前市公園緑地協会事業計画

I. みどり支援事業

1 緑の相談所事業内容

都市緑化、自然保護活動の普及及び啓発のため、緑化園芸相談をはじめ植物や自然環境等に関する展示・講習会を実施し、都市緑化・自然・環境について総合的に支援し、花と緑の多い健康で快適な都市づくりを目指して事業展開する。

(1) 弘前市緑の相談所指定管理事業(31, 296千円)

弘前市から公の施設の指定管理者に指定された管理運営業務について、基準書に基づき実施する。

- ①相談所の使用の許可に関すること
- ②都市緑化などの相談に関すること
- ③市の指定事業(講習会、展示会、PR活動等)
- ④相談所施設の維持管理に関すること

(2) 管理内容等

- ①開館期間中無休
- ②年間業務の事前計画立案とチェック
- ③相談内容の高度化に対応するべく設備の充実と、インターネットの活用を図り、ニーズに応じた親切丁寧な対応を徹底させる
- ④登録相談員制度の活用
緑の相談員による緑化相談業務について、より利用者に対し細やかな情報収集、提供を行うとともに、生涯学習の動機付けや意欲となり、市民との協働を進める上において、関連知識や経験のある一般市民・有識者に対して登録相談員制度を施行し、より一層の緑化思想の普及啓発を図る
- ⑤関連団体との連携
弘前市及び園芸団体等と連携し、緑化思想の普及啓発に関する事業を支援する
- ⑥巨樹古木等保全事業
市指定の古木名木をはじめ、市内の稀少かつ特徴的な樹木について調査を継続し、保全意識の啓発を図る
- ⑦サクラ後継樹育成事業
弘前市に固有のサクラの品種を主として、接ぎ木などにより将来にわたる後継樹の確保、育成を行う
- ⑧セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ⑨アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る

II. みどり観光事業

弘前城植物園、弘前城、弘前市藤田記念庭園等の管理運営事業を行い、公開展示を通して観光客を含む一般公衆にアメニティ空間を提供し、観光地として地域社会の健全な発展を

目的とする。各施設の指定管理業務については、基準書に基づき実施する。

また、弘前公園を基盤とした弘前城植物園、弘前市藤田記念庭園への観光ルートを独自に見出し三位一体型の事業展開を行う。

1 弘前城植物園事業内容

弘前城植物園は三の丸整備事業及び都市緑化植物園事業において、市民への緑化啓蒙、都市緑化を目的に設立された植物園であり、観光客の滞在時間を確保するため、近隣観光施設との連携を図りつつ、みどり観光事業三位一体型の事業展開を行う。また、施設管理・整備の専門知識・技術を高め、質の高いサービス、植栽維持管理を行う。

年間入園者数・入園料収入目標を入園者数 87,500 人(前年度 83,280 人)、入園料収入 1,100 万円(前年度 1,051 万円)とし、収益事業売上目標を 60 万円(前年度 53 万円)とする。

(1)弘前城植物園指定管理事業 (41,400千円)

弘前市から公の施設の指定管理者に指定された、管理運営業務を行う。

- ①植物園の利用に関すること
- ②植栽植物の管理に関すること
- ③市の指定事業(PR、イベント等)
- ④植物園の維持管理に関すること

(2)管理内容等

- ①開館期間中無休
- ②年間業務の事前計画立案とチェック
- ③3施設(弘前城植物園、弘前城、藤田記念庭園)共通券の販売
- ④通年券の販売
- ⑤セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ⑥職員の接遇研修
- ⑦アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る
- ⑧高齢者、知的障害者雇用の活用(シルバー人材センター、知的障害者通勤寮拓心館)
- ⑨写生大会
- ⑩樹木医が案内する観察会

(3)収益事業

- ①物販販売(鉢・苗、傘、絵葉書等)
- ②委託販売(盆栽等)
- ③新規商品等

2 弘前城事業内容

弘前城は、東北地方で唯一現存する天守(重要文化財)や貴重な財産・資料を公開している文化的遺産である。弘前公園を中心とした近隣観光施設との連携を図りつつ、年間入園者数 40 万人(昨年度 36 万人)、年間入園料収入 1 億円(昨年度 9,600 万円)を目標とする。

収益事業では、年間売上1,240万円(昨年度1,145万円)を目標とし、ご当地や地産地消にこだわったオリジナル商品開発・販売を行う。

(1)弘前城指定管理事業 (28, 170千円)

- ①弘前城の利用に関すること
- ②弘前城の維持管理に関すること
- ③市の指定事業(PR)、イベント等

(2)管理内容等

- ①開館期間中無休
- ②年間業務の事前計画立案とチェック
- ③3施設(弘前城植物園、弘前城、藤田記念庭園)共通券の販売
- ④通年券の販売促進
- ⑤セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ⑥職員の接遇研修を実施する
- ⑦アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る
- ⑧質問・問い合わせ等への円滑な対応を目的とするガイドマニュアル作成
- ⑨修学旅行生等の質問対応

(3)収益事業

- ①物販販売(弘前城史料館、弘前城南口)
 - ・弘前城関連の書籍、津軽塗りのオリジナル土産等
- ②喫茶営業(喫茶北の郭)
 - ・地産地消をコンセプトとしたメニュー・商品の提供
- ③新規商品等
 - ・弘前城築城400年祭記念ガイドブック

3 弘前市藤田記念庭園事業内容

藤田記念庭園は、平成23年度に開園20周年を迎える事もあり、新規イベント等を開催する。同時に、近隣観光施設との連携を図り、年間入園者数3万2千人(前年度3万人)、年間入園料収入650万円(前年度624万円)を目標とする。また、平成22年度好評だった抹茶販売により庭園らしい演出を加えるとともに、新メニューにより、収益事業では年間売上100万(前年度90万円)を目標とする。

(1)弘前市藤田記念庭園指定管理事業 (37, 340千円)

- ①庭園の利用に関すること
- ②植栽植物の管理に関すること
- ③市の指定事業
- ④庭園の施設の維持管理に関すること

(2) 管理内容等

- ①開館期間中無休
- ②さくらまつり及びねぶたまつり(土手町運行)期間中の開園時間延長
- ③年間業務の事前計画立案とチェック
- ④3施設(弘前城植物園、弘前城、藤田記念庭園)共通券の販売
- ⑤通年券の販売
- ⑥セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ⑦職員の接遇研修
- ⑧アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る
- ⑨高齢者雇用の活用(シルバー人材センターへの委託)
- ⑩入園者からの質問・問い合わせ等の円滑な対応を目的とする、ガイドマニュアル作成
- ⑪園内無料ガイドを実施
- ⑫庭園開園 20 周年事業(無料開放等)
- ⑬津軽三味線演奏、園児よさこい、俳句コンクール等のイベント

(3) 収益事業

- ①物販販売(抹茶、鉢物、鯉のエサ等)
- ②飲料水自動販売機(西案内所休憩所付近 1 台)
- ③新規商品等

Ⅲ. みどり保全・維持管理事業

1 都市公園等維持管理事業内容

都市公園等(310箇所、面積合計約59万5千㎡)による地域への緑豊かな空間提供によって、市民の安全と健康の増進に寄与するという設置理念を中心に、市外からの観光客等に対しても、管理品質をもって観光・文化都市弘前のイメージを良好に保つことをも念頭に置きつつ、基準書に基づいて管理する。

(1) 弘前市都市公園等指定管理事業 (74, 132千円)

- ①都市公園等の管理業務に関すること
- ② 〃 維持業務
(巡視・設備点検・軽微な補修・清掃・植栽管理・除排雪等)

(2) 管理内容等

- ①年間業務の事前計画立案とチェック
- ②職員の技能研修等の受講
- ③公園利用者、公園管理協力町会長等からの情報提供内容を分析し、利用者ニーズを把握する
- ④施設破損、除草、剪定、害虫駆除などの要望に速やかに対応するよう努める

2 児童遊園植栽等受託事業(その他事業-2)

(1) 児童遊園植栽維持業務受託事業(1, 387千円)

児童遊園等は9箇所、面積合計約9万8千㎡あり、弘前市都市公園等の事業計画等に準じて管理を行う。

IV. みどり野外活動事業

弘前市周辺の野外活動施設において動植物の観察やふれあい、遊びを通して里山の保全の必要性と活用方法を広く地域社会に伝えるために、地域住民に対して体験機会を提供することを主眼とする。

各施設の指定管理業務については基準書に基づき実施すると共に、資源のリサイクルによる環境負荷の低減に努め、循環社会形成へ向けた努力を行う。

1 弥生いこいの広場事業内容

弥生いこいの広場は平成23年度開設35周年を迎え、動植物の観察やふれあい、遊びを通して、利用者への自然体験、野外活動の機会を提供する。

また、開設35周年に合わせたイメージキャラクターの設定、動物愛護の普及活動、障がい者や高齢者への就労機会を提供し、年間入場者数6万5千人を達成することを目標に業務を行う。

収益事業は、来園者の年齢層や趣向に合わせた商品等により、年間売上70万円を目標とする。

(1) 弥生いこいの広場指定管理事業 (67, 056千円)

- ① 野外活動施設の使用の許可に関する事
- ② 植栽植物の管理に関する事
- ③ 市の指定事業(PR、イベント等)
- ④ 野外活動施設の維持管理に関する事
- ⑤ 弥生いこいの広場動物広場の管理に関する事

(2) 管理内容等

- ① 開館期間中無休
- ② 年間業務の事前計画立案とチェック
- ③ セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ④ 職員の接遇研修、コミュニケーション力の向上
- ⑤ アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る
- ⑥ 高齢者、知的障害者雇用の活用
(シルバー人材センター、精神障害者入所授産施設 大石の里)
- ⑦ 新規及び継続のスポットイベント実施(特定の季節・10日以内)
- ⑧ 新規及び継続の常設イベント実施(開設期間中・定期)
- ⑨ 動物愛護の普及活動

青森県動物愛護センターの「ふれあい活動」を模範にして活動する

(3)収益事業

- ①物販販売(動物のエサ、キャンプ用品、キャラクター商品等)
- ②委託販売(精神障害者入所授産施設「大石の里」製造飲食物等)
- ③新規商品等
- ・キャンプ関連商品、屋台広場等

2 高長根レクリエーションの森事業内容

人工林を含む里山環境での植物観察や、四季にわたる遊びを通し、里山保全の必要性和自然保護意識を伝えるために、利用者に対しての体験機会を提供する。

このように、地域住民、家族、親子が自然と触れ合い、「安全な環境づくり」、「自然の利用増進」、「人と自然との関わり」等を学べることを理念として管理運営するものである。

(1)高長根レクリエーションの森指定管理事業 (14, 380千円)

- ①野外活動施設の使用の許可に関する事
- ②植栽植物の管理に関する事
- ③市の指定事業(PR、イベント等)
- ④野外活動施設の維持管理に関する事

(2)管理内容等

- ①夏休み、冬休み期間(年末年始含む)は無休
- ②年間業務の事前計画立案とチェック
- ③セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ④職員の接遇研修、コミュニケーション力の向上
- ⑤アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る
- ⑥関連団体との連携(イベント協力及び情報交換等)
- ⑦夏期イベントの実施(山菜採り教室・キャンプ大会等)
- ⑧冬期イベントの実施(スキー教室)
- ⑨新規イベントの実施(工作教室・ダッチオープンイベント)

(6)収益事業

- ①イベント開催時の飲食物等販売
- ②新規商品等

3 こどもの森事業内容

子供たちを対象に、久渡寺山山麓を中心とした里山環境での自然観察・体験の場として開設した施設であり、平成元年には環境庁より「ふるさといきものの里」の認定を受けている。また、市街地にごく近い場所にありながら気軽に自然を楽しめる施設であり、子供たちの自然観察・野外活動の場として利用されている。近年では、久渡寺山が標高の低い割に起伏、変化に富んだ山であるため一般市民の気軽なハイキングコースとしても親しまれている。

施設区域の大部分は、土地地権者の方々から厚意によって無償貸与されているものであり、

この方たちの期待・協力に応えるとともに、関連団体、有識者等の協力による展示、行事等の開催により、子供たちののびのびとした発育や、市民の自然体験、自然への理解を深めていける施設としたい。

(1) こどもの森運營業務受託事業（14, 938千円）

- ① 学習植物園の管理及び運営
- ② 遊歩道及びキャンプ場等の保全管理
- ③ 施設内の巡回や火災、盗難、違法行為等の防止及び異常発見時の関係者への通報等
- ④ こどもの森ビジターセンター及び諸施設の管理
- ⑤ 自然教室をはじめとする各種行事の開催

(2) 管理内容等

- ① 年間業務の事前計画立案とチェック
- ② セミナー、講習会等への職員の参加により、スキル、モチベーションの向上を図る
- ③ 工作指導、動植物の観察指導等におけるコミュニケーション力の向上
- ④ アンケート等により顧客の要望を酌み、施設機能の改善を図る
- ⑤ 関連団体、有識者との連携
- ⑥ イベントの実施（こどもの森協力会委託を含む）
- ⑦ 展示会の開催（こどもの森協力会委託を含む）

(3) 収益事業

- ① 自動販売機による飲料水等販売

V. その他(21, 520千円)

各施設の特徴を活かしたオリジナル商品を開発検討し、市民及び観光客のニーズに合った物販事業を展開する。また、弘前市等からの請負事業を行うことにより、協会の自主的な収益事業としての実行性を探る。

(1) 物販事業(17, 102千円)

- ① 商品開発、効果的な販売方法等の検討

(2) 弘前市等からの請負事業(4, 418千円)

- ① 緑地・河川・街路樹維持管理等

収支予算書(正味財産増減計算書ベース)

平成23年4月1日 から 平成24年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計						その他会計						法人会計	内部取引 控除	合 計			
	継 1		継 2		共通	小計	他 1	他 2		他 3	他 4	他 5				他 6		
	みどり野外活動		みどり観光				みどり支援	みどり保全・維持管理		みどり野外活動	みどり観光	その他						
	高長根	こどもの森	弘前城	藤田庭園			相談所	都市公園	児童遊園	弥生	植物園	請 負				物 販		
I 一般正味財産増減の部																		
1. 経常増減の部																		
(1) 経常収益																		
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	0	6,000
基本財産運用益						0									0	6,000		6,000
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000
特定資産受取利息						0									0	1,000		1,000
事業収益	14,380,000	14,938,000	28,170,000	37,340,000	0	94,828,000	31,296,000	74,132,000	1,387,000	67,056,000	41,400,000	4,418,000	17,102,000	0	236,791,000	0	0	331,619,000
指定管理料収入	14,380,000		28,170,000	37,340,000		79,890,000	31,296,000	74,132,000		67,056,000	41,400,000				213,884,000			
受託事業収入		14,938,000				14,938,000			1,387,000						1,387,000			
事業収入						0						4,418,000			4,418,000			4,418,000
営業収入						0							17,102,000		17,102,000			
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	0	5,000
受取寄付金						0									0	5,000		5,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,000	0	0	18,000
預金利息						0									0	18,000		18,000
経常収益計	14,380,000	14,938,000	28,170,000	37,340,000	0	94,828,000	31,296,000	74,132,000	1,387,000	67,056,000	41,400,000	4,418,000	17,102,000	0	236,791,000	30,000	0	331,649,000
(2) 経常費用																		
事業費	17,724,920	15,237,310	32,189,930	38,166,790	0	103,318,950	22,076,520	65,259,990	1,387,000	59,155,570	35,117,190	5,726,390	11,093,000	1,565,200	201,380,860	0	0	304,699,810
法人税等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,565,200	1,565,200	0	0	1,565,200
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,042,390	0	0	24,042,390
経常費用計	17,724,920	15,237,310	32,189,930	38,166,790	0	103,318,950	22,076,520	65,259,990	1,387,000	59,155,570	35,117,190	5,726,390	11,093,000	1,565,200	201,380,860	24,042,390	0	328,742,200
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,344,920	△ 299,310	△ 4,019,930	△ 826,790	0	△ 8,490,950	9,219,480	8,872,010	0	7,900,430	6,282,810	△ 1,308,390	6,009,000	△ 1,565,200	35,410,140	△ 24,012,390	0	2,906,800
基本財産評価損益等						0									0			0
特定資産評価損益等						0									0			0
投資有価証券評価損益等						0									0			0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,344,920	△ 299,310	△ 4,019,930	△ 826,790	0	△ 8,490,950	9,219,480	8,872,010	0	7,900,430	6,282,810	△ 1,308,390	6,009,000	△ 1,565,200	35,410,140	△ 24,012,390	0	2,906,800
2. 経常外増減の部																		
(1) 経常外収益																		
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用																		
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額						0									0			0
税引前当期一般正味財産増減額						0												4,472,000
当期一般正味財産増減額	△ 3,344,920	△ 299,310	△ 4,019,930	△ 826,790	0	△ 8,490,950	9,219,480	8,872,010	0	7,900,430	6,282,810	△ 1,308,390	6,009,000	△ 1,565,200	35,410,140	△ 24,012,390	0	2,906,800